

食堂をご利用になられる皆様へ

食堂ご利用キャンセルのお取扱いについて

コンパスグループ・ジャパン（株）国立磐梯青少年交流の家店

平素は当食堂をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、食堂ご利用をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いにつきまして、新たに決めさせていただきましたのでご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして昨年度よりご利用日直前での予約キャンセルが発生しており、当食堂としてもご利用者様のご事情を理解のうえ対応してまいりました。しかしながら、今後もコロナ禍の長期化も懸念されることを踏まえ、ご利用者様がやむを得ずキャンセルされる場合にも事前にご連絡をいただくことで、食品ロスを防ぐとともに、当食堂のサービス維持と安定的な運営に努めてまいりたいと考える次第です。

つきましては、ご予約後のキャンセルについて下記の通りとさせていただきますので、当食堂をご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

―― 記 ―――

- ご予約をキャンセルされる場合は、入所初日の1週間前〔例えば金曜日にご利用開始の場合はその前週の金曜日〕の17時までにご連絡をお願いいたします。
- ご利用日の1週間前までにキャンセルのご通知がない場合、ご予約いただいた食堂食に係る料金に次の表の率を乗じた額をキャンセル料として徴収させていただきます。

7日前17時過ぎ～4日前までのキャンセル	食事申込記載分の30%の金額支払い
3日前までのキャンセル	食事申込書記載分の50%の金額支払い
2日前までのキャンセル	食事申込書記載分の60%の金額支払い
1日前までのキャンセル	食事申込書記載分の80%の金額支払い
当日のキャンセル	食事申込書記載分の100%の金額支払い

なお、全キャンセルが対象であり、食数変更や日程短縮（例：2泊3日→1泊2日）、日程変更（例：7/15～16⇒8/15～16）は、キャンセル料の徴収対象となりません。

ただし、大幅な人数のキャンセル（ご利用人数の半数）についても、上述の表に準じます。

- 本取扱いは、令和3年7月27日（火）入所予定の団体より適用させていただきます。
- 以下の場合におきましては、キャンセル料をご負担いただく必要はございません。
 - (1) ご利用者様のお住まいの地域において、緊急事態宣言やまん延防止措置がご利用日の1週間前を経過した後に発令された場合。
 - (2) 天災等、ご利用者様に責任のないこと（不可抗力）を理由としてのキャンセルの場合。

※ただし、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセルは、上述（1）の場合を除き、ご負担いただきます。

本件に関するお問い合わせ先

コンパスグループ・ジャパン（株）国立磐梯青少年交流の家店 0242 - 62 - 3534

以 上